

水田 総合利用に奨励補助

十アールで二〜五万円

水田の総合利用対策が五十一年度から稲作転換事業に変わり行われることになりました。

この水田総合利用対策は、水稲の作付け期間に水稲を作付けせず、国の奨励する作物を作付けした場合に限り、十アール当り三万円から五万円の奨励補助をしようとするものです。

補助額は、一般奨励作物で四万円、特認作物の食糧農産物三万五千円、同非食糧農産物三万円、大豆以外の一般奨励作物を集団で転作した場合四万七千円、大豆の集団転作五万円、特認作物の食糧農産物を集団転作した場合四万円、同非食糧農産物を集団転作した場合三万三千円（いずれも十アール当り）です。

シコクエビ、スターングラス、ダリスグラス、キシユウスズメ、アルサイクローパー、ペルニアルラ イグラス、野菜では、かぼちゃ、とうがらし、ピーマン、ほうれん草、パセリ、にんじん、きゅうり、白うり、なす、トマト、青さやえんどう、枝豆、未成熟そら豆、未成熟とうもろこし、青さやいんげん、メロン、すいか、いちご、キヤベツ、白菜、その他漬菜、ねぎたまねぎ、セロリ、レタス、カ

人員割から従量制に

し尿汲取料四月から変わる

この補助金対象事業及び作付けに当っては、事前に役場の産業振興課にご相談下さい。

し尿の汲取料金が四月一日から今迄の定額制（家族人員による料金）から従量制（汲取量による料金）に変わります。この料金は今まで、会社・飲食店、学校等大口の処理を対象としていましたが、今回の改正ですべての汲取りが従量制に変わりました。

今回の改正による汲取り料金は一回の汲取料30ℓまでが三〇〇円30ℓを超え5ℓ増す毎に五五円増し（十円未満切捨て）となります。

リフラワー、大根、アスパラガス、かぶ、ごぼう、里芋、蓮根、やま芋、食用馬鈴薯、しょうが、みょうが、せり、しゅんぎく、オクラ

りもの、りんご、日本なし、もも、かき、てん菜、さとうきび、実取の麦、そば、特認作物の食糧農産物、あずき、落花生、いんげん、えんどう、その他豆類、とうもろこし、ひえ、その他雑穀、びわ、いちじく、くり、うめ、特認作物の非食糧農産物、たばこ、花き、花木、種苗、(芝) 桑。

計算された料金は六月・八月・十月・十二月・二月・四月の各月に集金に伺います。

また、納付期限までに納入されない場合は、汲取を中止します。汲取料に対する異議申立ては汲取り日から七日以内にお願ひいたします。汲取に関するお問い合せは、東金市東金六五九の一山武郡市広域行政組合、TEL 0475 5(4)0251へ

横芝全域の汲取作業は働五十嵐商會が行います。

使用料値上げ

五十一年四月一日から火葬炉及び霊柩車使用料が異なります。

区分	組合管内住民	その他
満12歳以上	五千四百円	八千三百円
満12歳未満	二千九百円	五千四百円
死胎	一千四百円	二千九百円
胎衣	三百五十円	七百円

一、火葬炉の場合
二、霊柩車使用料
一回につき、六、八〇〇円

年金相談コーナー

問 私の親戚で、両親に先立たれて、おばあさんに育てられている子供がいます。こういう世帯に母子年金は出ませんか。

答 こういふ世帯へは、準母子年金が支給される

父母を亡くした場合は、準母子年金が支給される

一人増すごとに四千八百円が加算されます。

これは、まだ知られずに、せつかくの幸福をにがしている方が多いようです。これに該当すると思われる場合は、早速年金係(住民課)におたずね下さい。

